

○東京情報大学特別聴講学生規程

制 定 平成 11 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京情報大学学則第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づき、特別聴講学生(以下「聴講学生」という。)について必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 聴講学生として出願できる者は、東京情報大学学則に定める入学資格を有する者であり、かつ、当該協定校に在籍する者とする。

(出願書類)

第 3 条 聴講学生として出願する者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 出願票(本学所定用紙)
- (2) 在籍証明書
- (3) その他本学が必要と認めた書類

(出願受付期限)

第 4 条 聴講学生の出願受付期限は、履修開始年度の 4 月末日までとする。

(履修許可)

第 5 条 聴講学生の履修許可は、予め定める授業科目及び人数を勘案して行うものとし、教授会の議を経て学長が許可する。

(履修期間)

第 6 条 聴講学生の履修期間は、許可された年度の当該授業科目の開講期間とする。

2 聴講学生として引き続き次年度に履修を希望する場合は、改めて出願しなければならない。

(提出書類及び納入金)

第 7 条 聴講学生として許可された者は、次の書類とともに納入金を本学所定の期間内に納入しなければならない。

- (1) 履修申込書(本学所定用紙)
- (2) 誓約書(本学所定用紙)
- (3) 写真提出票(写真 2 枚添付)
- (4) 履修料(1 単位につき 4,000 円)

2 一旦納入した納入金は、いかなる理由があっても一切返還しない。

(試験及び成績)

第 8 条 聴講学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。その成績については、試験の可否にかかわらず、本人及び当該大学に通知する。

(証明書)

第 9 条 聴講学生の修得した単位は、当該大学において認定されるものであることに鑑み、聴講学生に対して「単位修得証明書」の交付は行わない。

2 「通学証明書」，「学校学生生徒旅客運賃割引証明書」の交付もこれを行わない。

(施設の利用)

第10条 聴講学生は，科目履修上必要な施設等利用の便宜を受けることができる。

(許可取消)

第11条 聴講学生がその本分に反する行為があったときは，教授会の議を経て，学長が許可を取り消す。

(学則の準用)

第12条 聴講学生については，本規程に定めるもののほかには，学則を準用する。

附 則

この規程は，平成11年4月1日から施行する。